**看護師学校等の奨学資金貸与に関する意思確認書**

　将来、町内の医療機関等で看護師業務に従事した場合、返還する必要のない奨学資金制度があります。

○対象者＝看護師学校等に在学し、正看護師を目指す方（南会津町出身の学生）

○貸与額＝年額６０万円

○奨学資金の返還について＝免除規定に該当しなくなった場合は、その後　　１０年以内に返還

免除規定

①看護師学校等を卒業した後、２年以内に正看護師免許を取得

②正看護師免許を取得後、５年以内に町内の医療機関等に看護師として就職

③その後、引き続き１０年以上当該業務に従事

※　町内の医療機関等とは、南会津町内の医療機関および福祉施設、ならびに社会福祉法人南会津会の福祉施設等のことです。

**該当する番号に○印を付けてください。**

１　上記の内容を理解の上、「看護師学校等」の奨学資金を希望します。

　　　　　　１　「看護師学校等」の奨学資金に該当しなかった場合、

従来の奨学資金※１を希望します。

　　　　　　２　「看護師学校等」の奨学資金が該当しなかった場合、

南会津町奨学資金は利用しません。

２　上記の内容を理解の上、「看護師学校等」の奨学資金は希望せず、従来の　　奨学資金※１を希望します。

令和　　年　　月　　日

申　請　者